

沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金交付要綱 新旧対照表

改正	現行	主な改正概要
<p>(通則)</p> <p>第1条 沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。）、その他の法令に定めるもののほか、<u>本要綱</u>に定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>第2条 この補助金は、県内生産者、県内輸出事業者、<u>海外流通事業者、及び県内支援機関等</u>（以下「<u>県内事業者等</u>」という。）が県産品等の沖縄からの輸出増及び沖縄の物流機能の強化のために行う事業に対し補助金を交付することにより、県内事業者等による海外展開を促進し、那覇空港・那覇港を基軸とする国際物流拠点形成に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 県産品 次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 県内生産者<u>及び県内輸出事業者</u>が、県内で生産、加工等を行った農林水産物、加工品、工業製品等。</p> <p>イ 県内生産者<u>及び県内輸出事業者</u>が、外部への製造・加工委託等により生産、加工等を行ったもので、かつ、県内生産者<u>及び県内輸出事業者</u>が販売する農林水産物、加工品、工業製品等。</p>	<p>(通則)</p> <p>第1条 沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。<u>以下「規則」という。</u>）、その他の法令に定めるもののほか、<u>この要綱</u>に定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>第2条 この補助金は、県内生産者、県内輸出事業者 <u>(以下「県内生産者等」という。)</u>、<u>支援機関等又は海外流通事業者等</u>が、県産品等の沖縄からの輸出増及び沖縄の物流機能の強化のために行う事業に対し補助金を交付することにより、県内事業者等による海外展開を促進し、那覇空港・那覇港を基軸とする国際物流拠点形成に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(2) 県産品 次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 県内生産者<u>等</u>が、県内で生産、加工等を行った農林水産物、加工品、工業製品等。</p> <p>イ 県内生産者<u>等</u>が、外部への製造・加工委託等により生産、加工等を行ったもので、かつ、県内生産者<u>等</u>が販売する農林水産物、加工品、工業製品等。</p> <p>(2) 県内生産者 県内に本店又は主たる住所（個人事業主</p>	<p>用語の定義を整理</p>

- (2) 県内生産者 県内に本店又は主たる住所（個人事業主の場合等）を有する生産者又は加工・製造者をいう。
- (3) 県内輸出事業者 沖縄県内に本店又は事業所を有し、輸出を行う法人をいう。
- (4) 海外流通事業者 外国に本店を有し、日本国外で県産品を販売する法人をいう。
- (5) 県内支援機関等 県内生産者と県内輸出事業者を束ねる役割を果たす県内に本店を有する公的機関及びそれに相当すると認められる者をいう。

（補助対象事業者）

第4条 本要綱に基づく補助金を受けることができる者は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 県内生産者
- (2) 県内輸出事業者
- (3) 海外流通事業者
- (4) 県内支援機関等

（交付の対象経費及び補助率）

第5条 知事は、県内事業者等が、県産品の輸出促進のために行う事業のうち、下記の地域において補助金交付の対象として知事が認める事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助対象事業に必要な経費として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 香港、中国、台湾、韓国、タイ、シンガポール、マレーシア
- (2) その他沖縄の物流機能を活用した輸出が見込まれる地

の場合等）を有する生産者又は加工・製造者をいう。

- (3) 県内輸出事業者 沖縄県内に本店又は事業所を有し、輸出を行う法人をいう。
- (4) 海外流通事業者 外国に本店を有し、日本国外で県産品を販売する法人をいう。
- (5) 県内支援機関等 県内生産者と県内輸出事業者を束ねる役割を果たす県内に本店を有する公的機関及びそれに相当すると認められる者をいう。

（補助対象事業者）

第4条 この要綱に基づく補助金を受けることができる者は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 県内生産者
- (2) 県内輸出事業者
- (3) 海外流通事業者
- (4) 県内物流事業者
- (5) 県内支援機関等

（交付の対象経費及び補助率）

第5条 知事は、県内生産者等、支援機関及び海外流通事業者等が、県産品の輸出促進のために行う事業のうち、下記の地域において補助金交付の対象として知事が認める事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助対象事業に必要な経費として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 香港、中国、台湾、韓国、タイ、シンガポール、マレーシア
- (2) その他沖縄の物流機能を活用した輸出が見込まれる地

輸出拡大人材育成支援の廃止により(4)県内物流事業者が交付対象外となることに伴う削除

域

2 前項の補助対象の内容、要件等は別表第1に、補助対象経費、補助率、上限等については別表第2に定める。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号の交付申請書及び別に知事が定める添付書類を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、次に掲げる補助対象事業の区分に応じそれぞれ次に定める日までに知事に提出しなければならない。ただし、本要綱の適用の日又は毎年度4月1日から事業実施までの期間がその日数に満たない場合は、この限りではない。

(1) 海外渡航支援 旅行の開始日から起算して14日前

(2) 海外流通事業者招聘支援 招聘の開始日から起算して14日前

(3) 海外販売促進支援 広告・イベントの開始日から起算して30日前

(4) 県産品ブランド構築支援 募集要領等により別に定める。

(5) 商品改良支援 改良・検査等のための見積書取得から起算して30日以内

3～5項 略

域

2 前項の補助対象の内容、要件等は別表第1に、補助対象経費、補助率、上限等については別表第2に定める。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号の交付申請書及び別に知事が定める添付書類を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、次に掲げる補助対象事業の区分に応じそれぞれ次に定める日までに知事に提出しなければならない。ただし、この要綱の適用の日又は毎年度4月1日から事業実施までの期間がその日数に満たない場合は、この限りではない。

(1) 海外渡航支援 旅行の開始日から起算して14日前

(2) 海外流通事業者招聘支援 招聘の開始日から起算して14日前

(3) 海外販売促進支援 広告・イベントの開始日から起算して30日前

(4) 県産品ブランド構築支援 募集要領等により別に定める。

(5) 商品改良支援 改良・検査等のための見積書取得から起算して30日以内

(6) 商品開発支援 募集要領等により別に定める。

(7) 輸出拡大人材育成支援 受講開始日あるいは受験日から起算して

14日前

(8) ECサイト構築支援 募集要領等により別に定める。

3～5項 略

支援メニューから、(6)商品開発支援、(7)輸出拡大人材育成支援、(8)ECサイト構築支援を廃止することに伴う削除

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の申請を受けたときは、申請書を審査し、申請に係る補助対象事業が適正であると認めるときは、速やかに補助金交付の決定を行い、別記様式第2号による交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

2 前項の交付の決定にあたり、知事は、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加え、又は条件を付して交付の決定をすることができる。

第8条 略

(変更等の承認)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第4号の計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分間における、いずれか低い額の2割を超える額の配分を変更するとき。

(2) **第7条第1項で交付の決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という）**の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の申請を受けたときは、申請書を審査し、申請に係る補助事業が適正であると認めるときは、別記様式第2号による交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

2 前項の交付の決定にあたり、知事は、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加え、又は条件を付して交付の決定をすることができる。

第8条 略

(変更等の承認)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第4号の計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分間における、いずれか低い額の2割を超える額の配分を変更するとき。

(2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合

2～5項 略

第10条 略

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事が報告を求めたときは、別記様式第8号の遂行状況報告書を知事に速やかに提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して、次に掲げる補助事業の区分に応じて定める日のいずれか早い日までに、別記様式第9号の実績報告書及び別に知事が定める添付書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 海外渡航支援 旅行の完了日から起算して14日以内、又は3月5日のいずれか早い日
- (2) 海外流通事業者招聘支援 招聘の完了日から起算して14日以内、又は3月5日のいずれか早い日
- (3) 海外販売促進支援 広告・イベントの完了日から起算して30日以内、又は2月末日のいずれか早い日
- (4) 県産品ブランド構築支援 補助事業が完了したときから起算して30日以内、又は2月末日のいずれか早い日
- (5) 商品改良支援 改良・検査等の検収及び費用支払いから起算して30日以内、又は3月5日のいずれか早い日

2～5項 略

第10条 略

(状況報告)

第11条 補助事業者は、規則第10条に基づき知事が報告を求めたときは、別記様式第8号の遂行状況報告書を知事に速やかに提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して、次に掲げる補助対象事業の区分に応じて定める日のいずれか早い日までに、規則第12条の規定に基づき別記様式第9号の実績報告書及び別に知事が定める添付書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 海外渡航支援 旅行の完了日から起算して14日以内、又は3月10日のいずれか早い日
- (2) 海外流通事業者招聘支援 招聘の完了日から起算して14日以内、又は3月10日のいずれか早い日
- (3) 海外販売促進支援 広告・イベントの完了日から起算して30日以内、又は2月末日のいずれか早い日
- (4) 県産品ブランド構築支援 補助事業が完了したときから起算して30日以内、又は2月末日のいずれか早い日
- (5) 商品改良支援 改良・検査等の検収及び費用支払いから起算して30日以内、又は3月10日のいずれか早い日
- (6) 商品開発支援 補助事業が完了したときから起算して30日以内、又は2月末日のいずれか早い日
- (7) 輸出拡大人材育成支援 受講終了日又は試験合否の通

(1)(2)(5)最終提出期限の変更

支援メニューから、(6)商品開発支援、(7)輸出拡大人材育成支援、(8)ECサイト構築支援を廃止することに伴う(6)～(8)号の削除

2～4項 略

第13条～第14条 略

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、第9条第4項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第7条の決定の内容(第9条第1項に基づく承認をした場合は、その承認した内容)の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を永続する必要がなくなった場合

(5) 補助事業者が、暴力団排除に関する誓約の事項に違反した場合

2～4項 略

第16条～第20条 略

知日から起算して30日以内、又は3月10日のいずれか早い日

(8) ECサイト構築支援 補助事業が完了したときから起算して30日以内、又は2月末日のいずれか早い日

2～4項 略

第13条～第14条 略

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、第9条第4項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第7条の決定の内容(第9条第1項に基づく承認をした場合は、その承認した内容)の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (2) 補助事業者が、法令、本要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を永続する必要がなくなった場合

2～4項 略

第16条～第20条 略

暴力団排除条項の追加

(雑則)

第21条 本要綱に定めるほか、必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

本要綱は、令和6年4月1日から公布し、令和6年4月1日から適用する。

平成28年3月15日 一部改正
平成28年10月1日 一部改正
平成29年3月31日 一部改正
平成30年3月30日 一部改正
平成30年12月21日 一部改正
平成31年3月28日 一部改正
令和2年3月27日 一部改正
令和4年3月31日 一部改正
令和4年4月1日 一部改正
令和6年4月1日 一部改正

(雑則)

第21条 本要綱に定めるほか、必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

2 本要綱に規定する申請書その他の書類は、1部とする。

附 則

本要綱は、令和4年4月1日から適用する。
ただし、この要綱に基づき、同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

平成28年3月15日 一部改正
平成28年10月1日 一部改正
平成29年3月31日 一部改正
平成30年3月30日 一部改正
平成30年12月21日 一部改正
平成31年3月28日 一部改正
令和2年3月27日 一部改正
令和4年3月31日 一部改正
令和4年4月1日 一部改正

別表 1 (第 5 条第 2 項関係)

補助対象事業	補助事業の内容	補助対象事業者	要件
一 海外渡航支援	主に商談を目的として補助対象事業者の社員が行う海外出張	<u>県内生産者及び県内輸出事業者</u>	補助対象事業者の社員が通常勤務する場所から最寄りの沖縄県内の空港又は港を出発地とすること。なお、県内事業者が別用務のため日本本土へ移動した場合はこの限りではない。
二 海外流通事業者招聘支援	主に商談を目的として行う海外流通事業者の沖縄への招聘	<u>県内生産者、県内輸出事業者及び支援機関等</u>	被招聘者が属する事業所から最寄りの空港（以下「当初の空港」という。）を出発地及び到着地とすること。
三 海外販売促進支援	県産品等の販売促進のために行う広告、イベント等。	<u>県内生産者、県内輸出事業者、海外流通事業者（その他地域（※）を除く）及び支援機関等</u>	県産品等の販売促進又は輸出拡大に資する取組であること。
四 県産品ブランド構築支援	海外に輸出する県産品のブランド構築のために行う包括的取組	<u>輸出実績のある県内生産者及び県内輸出事業者</u>	別で定める募集要領等に沿って審査を行う。海外向けに安定したロット数・品質を共有しているものが申請者となることが望ましい。
五 商品改良支援	県内生産者及び県内輸出事業者が、輸出のために行う県産品の改良。	<u>県内生産者及び県内輸出事業者</u>	自社既存商品であること。また、改良の目的及び内容が明確になっていること。

※その他地域：第 5 条第 1 項第 2 号に定める地域

別表 1 (第 5 条第 2 項関係)

補助対象事業	補助事業の内容	補助対象事業者	要件
一 海外渡航支援	主に商談を目的として補助対象事業者の社員が行う海外出張	<u>県内生産者等</u>	補助対象事業者の社員が通常勤務する場所から最寄りの沖縄県内の空港又は港を出発地とすること。なお、県内事業者が別用務のため日本本土へ移動した場合はこの限りではない
二 海外流通事業者招聘支援	主に商談を目的として行う海外流通事業者の沖縄への招聘	<u>県内生産者等</u> 及び支援機関等	被招聘者が属する事業所から最寄りの空港を出発地とすること。なお、 <u>全国特産品流通拠点推進事業補助金で来県した被招聘者が県内本朝へ移動する場合は、沖縄県内の最寄りの空港又は港を出発地とすること。</u>
三 海外販売促進支援	県産品等の販売促進のために広告、イベント等。	<u>県内生産者等、海外流通事業者（その他地域（※）を除く）及び支援機関等</u>	県産品等の取促又は輸出拡大に資する取組であること。
四 県産品ブランド構築支援	海外に輸出する県産品のブランド構築のために行う包括的取組	県内輸出事業者	別で定める公募要領等に沿って審査を行う。海外向けに安定したロット数・品質を共有しているものが申請者となること。
五 商品改良支援	<u>県内生産者等</u> が、輸出のために行う県産品の改良。	<u>県内生産者等</u>	自社既存商品であること また、改良の目的及び内容が明確になっていること
<u>六 商品開発支援</u>	<u>県内生産者等</u> が、 <u>輸出のために行う県産品の開発。</u>	<u>県内生産者等</u>	<u>自社既存商品であること</u> <u>また、開発の目的及び内容が明確になっていること。</u>
<u>七 輸出拡大人材育成支援</u>	<u>補助対象事業者の社員が受講または受検する貿易スキルを向上するための講座やセミナー、検定等</u>	<u>県内生産者等、県内物流事業者及び支援機関等</u>	<u>公的機関及びそれに預する者が主催する貿易表務に関する講座やセミナー、検定等であること。</u>
<u>八 E C サイト構築支援</u>	<u>県産品を海外で販売するために行う E C サイト構築</u>	<u>県内生産者等</u>	<u>E C サイトを活用した県産品の輸出拡大が見込める取組であること。</u>

※その他地域：第 5 条第 1 項第 2 号に定める地域

一、二、三、五の「補助事業の内容」及び「補助対象事業者」欄の「県内生産者等」を「県内生産者及び県内輸出事業者」に修正（第 2 条の定義により）

四の「補助対象事業者」欄の「県内輸出事業者」を「輸出実績のある県内生産者及び県内輸出事業者」に修正（商品改良支援と統合したことに伴うもの。募集要領で定める対象者を明記）

二の「要件」から「全国特産品流通拠点推進事業補助金」に関する箇所を削除。（当該補助金の廃止に伴うもの）

四の補助対象経費の「公募」を「募集」に軽微な修正。

六、七、八欄の削除。（当該支援事業の廃止に伴うもの）

別表2（第5条第2項関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率等	上限
一 海外渡航支援	航空賃 海外での宿泊料 その他知事が必要と認める経費	定額	1回の渡航につき1社から3人以内の渡航かつ7泊8日以内とし、知事が別に定める単価又は実費のいずれか低い方を上限とする。 その他地域（※）への渡航は、1企業あたり3回までとする。
二 海外流通事業者招聘支援	航空賃 <u>県内</u> での宿泊料 その他知事が必要と認める経費	5分の4以内	1回の招聘につき100万円を上限とし、5人以内の招聘かつ3泊4日以内。 その他地域（※）からの招聘は、1企業あたり1回かつ同一被招聘者の招聘は2回までとする。
三 海外販売促進支援	出展費 広告宣伝費等 人件費等 その他知事が必要と認める経費	2分の1以内	1回の申請につき120万円を上限とする。 1企業あたり3回までとする（ただし、その他地域（※）は、1回までとする。）。
四 県産品ブランド構築支援	商談等に係る渡航費及びバイヤー招聘費 出展費 広告宣伝費等 人件費等 商品開発・改良費 その他知事が必要と認める経費	3分の2以内	1回の申請につき <u>500万円</u> を上限とする。
五 商品改良支援	デザイン、版代、型枠に係る経費 成分分析費用・検査費用 その他知事が必要と認める経費	2分の1以内	1回の申請につき25万円を上限とする。

※その他地域：第5条第1項第2号に定める地域

別表2（第5条第2項関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率等	上限
一 海外渡航支援	航空賃 海外での宿泊料 その他知事が必要と認める経費	定額	1回の渡航につき1社から3人以内の渡航かつ7泊8日以内とし、知事が別に定める単価又は実費のいずれか低い方を上限とする。 その他地域（※）への渡航は、1企業あたり3回までとする。
二 海外流通事業者招聘支援	航空賃 宿泊料 その他知事が必要と認める経費	5分の4以内	1回の招聘につき100万円を上限とし、5人以内の招聘かつ3泊4日以内。 その他地域（※）からの招聘は、1企業あたり1回かつ同一被招聘者の招聘は2回までとする。
三 海外販売促進支援	出展費 広告宣伝費等 人件費等 その他知事が必要と認める経費	2分の1以内	1回の申請につき120万円を上限とする。 1企業あたり3回までとする（ただし、その他地域（※）は、1回までとする。）。
四 県産品ブランド構築支援	商談等に係る渡航費及びバイヤー招聘費 出展費 広告宣伝費等 人件費等 商品改良費等 その他知事が必要と認める経費	3分の2以内	1回の申請につき <u>350万円</u> を上限とする。
五 商品改良支援	デザイン、版代、型枠に係る経費 成分分析費用・検査費用 その他知事が必要と認める経費	2分の1以内	1回の申請につき25万円を上限とする。
六 商品開発支援	試作品開発・改良費 分析試験費 技術指導受入費 市場・消費者調査費 営業促進費 その他知事が必要と認める経費	3分の2以内	1回の申請につき150万円を上限とする。
七 輸出販大人材育成支援	受講料 受給料 その他知事が必要と認める経費	2分の1以内	1回の申請につき1人5万円を上限とし、1社あたり年10万円を上限とする。
八 E.C.サイト構築支援	E.C.サイトの新規構築費 サイトページの複製費 海外E.C.モールへの出店費 その他知事が必要と認める経費	3分の2以内	1回の申請につき150万円を上限とする。

※その他地域：第5条第1項第2号に定める地域

二の補助対象経費の「宿泊料」を「県内での宿泊料」に軽微な修正。

四の「補助対象経費」の「商品改良費等」を「商品開発・改良費」に変更。「上限」を350万円から500万円に変更

六、七、八欄の削除。（当該支援事業の廃止に伴うもの）

五の補助対象経費の「版代」を「版代」に軽微な修正。

